

6 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 決裁規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 4 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の職務権限に属する事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 会長の権限に属する事務を常時会長に代って決裁することをいう。
- (2) 代決 会長又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が決裁すべき事務につき、決裁責任者が不在のとき又は事故あるとき若しくは欠けたとき（以下「不在」という。）、一時決裁責任者に代って決裁することをいう。

(決 裁)

第3条 事務は、常務理事を通じ、会長の決裁を経て執行しなければならない。ただし、軽易な事務については、この規程の定めるところに従い、常務理事及び事務局長が専決する。

(会長決裁事項の代決)

第4条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、常務理事がその事務を代決する。

(常務理事専決事項の代決)

第5条 常務理事が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(局長専決事項の代決)

第6条 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(代決の制限)

第7条 重要若しくは異例と認められる事項又は新規の計画に関する事項並びに職員の任免及び賞罰については、前3条の規定にかかわらず、これを代決することができない。ただし、あらかじめ決裁責任者から指示を受けた者又は緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(代決後の処理)

第8条 代決をした事項については、代決者において、速やかに当該事務の決裁責任者に対して報告し、又は後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(常務理事の専決事項)

第9条 常務理事は、次の事項を専決する。

- (1) 役員（会長及び副会長を除く。）及び評議員の県内出張命令及び日帰りの県外出張命令並びに事務局長の出張命令及び復命の受理
- (2) 公告、申請、届出及び重要な通知

- (3) 事務局長の有給休暇の承認
- (4) 1件の金額が100万円未満の予算の執行（経常的経費に係る予算の執行を除く）
- (5) 前各号に準ずる事項

（局長の専決事項）

第10条 事務局長は、次の事項を専決する。

- (1) 職員の出張命令及び復命の受理
- (2) 通知、報告及び回答
- (3) 事業計画の執行
- (4) 職員の有給休暇の承認
- (5) 職員の時間外勤務及び休日勤務の命令
- (6) 職員の扶養家族の認定
- (7) 職員の住居手当及び通勤手当に関する確認及び決定
- (8) 職員の事務分担の決定
- (9) 1件の金額が50万円未満の予算の執行及び経常的経費に係る予算の執行
- (10) 建物及び物品の維持管理
- (11) 現金、有価証券及び担保物件の出納保管
- (12) 各種委員会等の開催及び決定事項の執行
- (13) 前各号に準ずる事項

（専決の制限）

第11条 特命事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、前2条の規定にかかわらず、上司の決裁を受けなければならない。

（委任）

第12条 この規程の施行に関し必要の事項は、会長が別に定める。

附 則（平成17年3月1日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。